

第 1 回の検討会における主なご意見

平成 24 年 6 月 21 日

厚生労働省健康局 B 型肝炎訴訟対策室

- B型肝炎の検証だけでなく、C型肝炎にも言及すべきという意見がある一方、検証会の設置目的や検証の困難さなどから、B型肝炎ウイルスを中心に検証を行うべきという意見があった。
- 原告の状況把握のため、研究班のメンバーに原告を入れるべき。
- 昭和 48 年の B型肝炎ウイルス発見以降を調査するのが第一であるとする意見がある一方、血清肝炎という形での被害がずっと報告されていたことから、B型肝炎ウイルス発見以前も検証すべきとする意見があった。
- 検証項目について、感染経路だけではなく発生率の変遷という量の変化を把握すべき。また、データを集めて、疫学的に調査すべき。
- 世界各国の肝炎予防対策について検証すべき。
- 被害者・肝炎患者の苦しみや生活の実態を検証すべき。
- 副反応報告の対象について薬液そのものだけではなく実施体制や実施方法の不備によるものまで含めるべき。また、長い時間かかって反応が出るものについても把握できるような仕組みにすべき。
- 予防接種の「ヒヤリ・ハット」を報告させる仕組みや、その情報を共有できるシステムが必要。
- 予防接種部会の第二次提言を議論するのではなく、研究班で調査した結果に基づいて議論を進めるべき。

- 評価・検討組織に患者団体も入れるべき。
- 今回の予防接種制度の見直しの中に、B型肝炎のワクチンを入れたのは評価すべき。
- 予防接種による被害に対して早く救済する仕組みが必要。
- 国民に対する正しい知識の普及や各種肝炎施策、B型肝炎訴訟に関する国民への普及啓発は早期に対応すべき。